

高知県人権教育基本方針

高知県教育委員会
(令和3年2月3日)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下での平等及び基本的人権の保障について定められています。

この理念の下に、全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会をつくることは、私たちみんなの願いです。

これまで、さまざまな人権尊重の取り組みが進められてきましたが、現実社会には、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権などの人権侵害が依然として存在しています。さらに、今日的な社会状況の変化に伴い、性的指向・性自認などの新たな人権課題も生じています。

私たちは、力を合わせてあらゆる人権問題の早急な解決を図っていかねばなりません。人権が尊重される社会は、一人一人のたゆまない努力で実現されるものですが、とりわけその基盤となる教育の果たすべき役割が大きいことは言うまでもありません。

このような観点に立って、高知県人権尊重の社会づくり条例及び高知県人権施策基本方針を踏まえ、あらゆる教育の場で、人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動に取り組む人権教育の基本方針を以下のように定めます。

1 県民が主体となる人権教育

県民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人ひとりが人権問題に関する正しい理解と認識を深め、課題の解決に向け主体的に取り組むことができるよう人権教育を推進します。

2 生涯学習の視点に立った人権教育

幼児から高齢者にいたるそれぞれのライフステージに応じて、学校、家庭、地域社会において、相互に連携を図りつつ、県民一人ひとりの生涯を通じた人権教育を推進します。

3 人権感覚を培う人権教育

県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自分や他者を大切にし、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けることができるよう人権教育を推進します。

4 共生の心を醸成する人権教育

自分や他者の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育を推進します。